

標題 : 総務省通知「災害応急作業等手当の運用について」  
発信番号 : 自治労情報2024第0011号  
発信日付 : 2024年1月22日  
宛先 (団体) :  
宛先 : 各県本部委員長様  
送信者 (団体) : 全日本自治団体労働組合  
送信者 : 中央執行委員長 石上 千博

総務省は1月19日、通知「災害応急作業等手当の運用について」を発出しました。これは能登半島地震を受け、被災地での現場業務を行うに際しての、災害応急作業等手当の運用について示したものです。

具体的には、地方公務員は、国の職員が業務を行うことが想定しにくい多くの現場業務に従事しているため、人事院規則で定められた支給対象の他、「例えば、避難所運営等の業務、罹災証明にかかる家屋調査についても、災害応急作業等手当の支給対象作業に該当しうる」ことを示し、適切に支給するよう求めるものです。

なお、総務省とのやりとりの中では、「通常的环境ではない場所での現場業務が対象となるものであり、例えば災害ごみ集積場での作業や役所の駐車場での物資仕分け作業については対象となるが、庁舎内での罹災証明書発行業務については対象とならないこと。また、手当に係る経費は特別交付税の交付対象となること」を確認しています。

この通知を受け、各単組は、以下の点について交渉・協議を行うようお願いいたします。

- ・災害対応の現場業務にかかる災害応急作業等手当を規定すること
- ・対象となる業務、作業場所等を確認すること
- ・手当額については最低でも国基準（人事院規則第19条第2項第1号（2）に基づく1,080円）とすること
- ・業務開始日から遡及適用し支給すること

添付ファイル :  
240119災害応急作業等手当の運用について（通知）.pdf  
【参考】人事院規則9-30（特殊勤務手当）第19条\_災害応急作業等手当.docx  
【参考】大規模災害時の地方公共団体からの応援職員の派遣について.pdf